

＜女性活躍推進法＞

一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団行動計画

一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

2. 内 容

**目標1** 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。  
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。  
女性職員・・・取得率を90%以上とすること。

＜対策＞

- ・平成26年度中 男性も育児休業を取得できることを周知するため、就業規則（育  
児休業に関する規程含む）の閲覧促進と管理職を対象とした研修  
の実施。
- ・平成26年度～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための講  
習会を実施。

**目標2** 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の  
周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- ・平成26年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成26年度中 制度に関する資料やパンフレット等を院内ポータルサイトに掲載

**目標3** 平成29年3月までに、職員全員の所定外労働時間の削減のための措置を実施  
する。

＜対策＞

- ・平成26年度中 所定外労働の原因の分析等を行う。ノー残業デー等の導入の検討。
- ・平成26年度～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施。

平成28年2月29日 策定

平成29年2月1日 改定